

Ⅲ 申告していただく方

令和6年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者（外○名）」という共有者名義で申告をお願いします。）
- キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方
- ※ 償却資産を所有されていない方（とりわけ、本市から償却資産申告書等の書類が届いた方）は、「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

◆ お持ちの償却資産が少ない場合でも、所有資産の申告をお願いします。